

基本的事項

1. 計画策定の背景と趣旨

草津市では、本市の自殺の現状と実態、課題をもとに、平成26年に草津市自殺対策行動計画(平成26年度～30年度)を策定し、自殺ゼロを目指した取組を進めてきた。

自殺者数は減少傾向にあるものの、毎年10人を超える方の命が自殺によって失われていることから、第2次草津市自殺対策行動計画を策定し、自殺対策を総合的に推進する。

2. 計画の位置づけ

自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく市町村自殺対策計画

3. 計画期間

平成31年度(2019年度)～平成35年度(2023年度)(5年間)

基本目標

かけがえのない“いのち”を大切にできる社会の実現

基本認識

- 自殺を考える直前は、心理的に追い詰められた状況がある
- 死にたいと考えている人は、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いている
- 社会的な取組により自殺を防ぐことが可能である

計画の数値目標

平成35年(2023年)自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)を5.6以下とする。

推進体制等

1. 推進体制

草津市自殺対策推進会議や草津市自殺対策関係課会議において、自殺対策行動計画に基づき、総合的な対策の推進、検討および評価を行う。

2. 計画の進捗管理

草津市自殺対策推進会議において、PDCAサイクルを通じて実施・達成状況の把握と評価を行う。

自殺の現状

1. 自殺者数

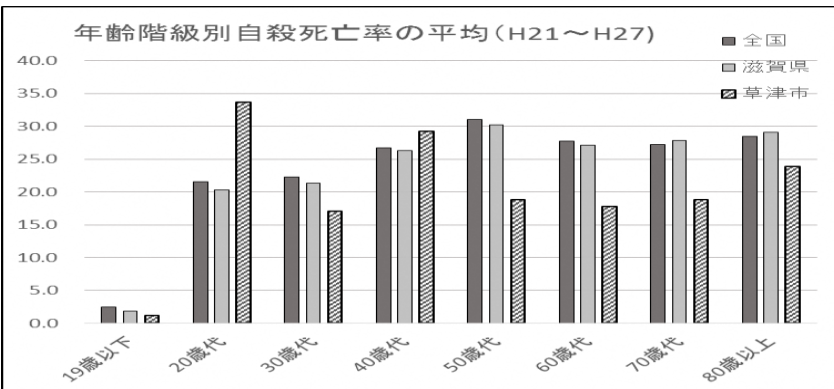
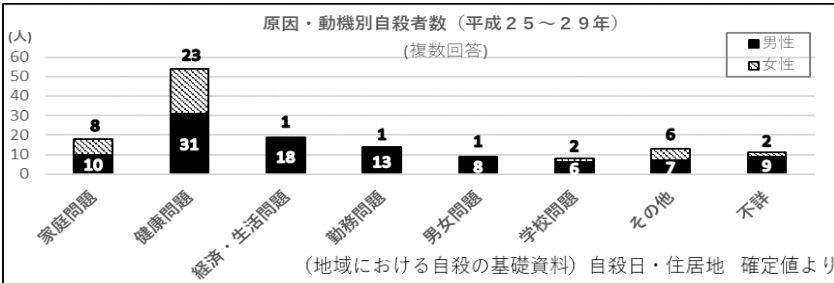
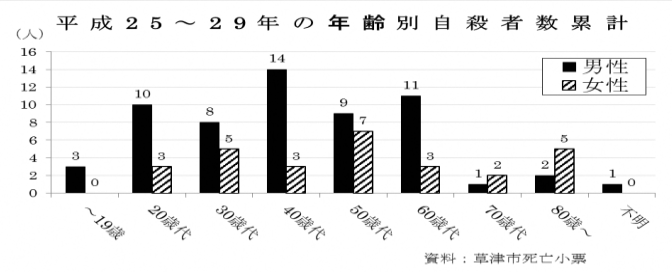
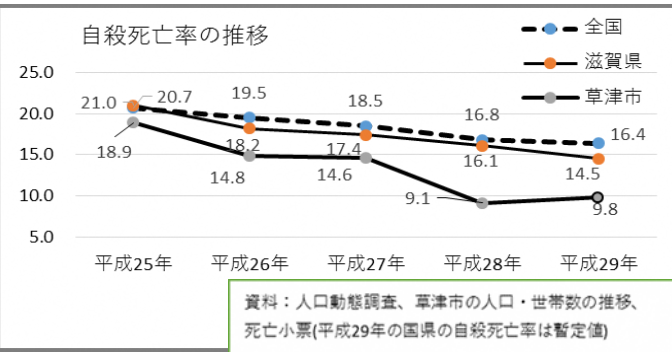
- 平成25年から平成29年の自殺者数は減少している。
- 国や県と比較すると自殺死亡率は低い状況にある。

2. 性別・年齢階層別自殺者数

- 平成25年から平成29年の自殺者数は、男性の方が多く、男性は、40歳代に次いで、60歳代、20歳代が多い。女性は50歳代が最も多く、次いで30歳代と80歳以上が多い。
- 県の状況として、15歳～44歳までの死因の1位は自殺である。

3. 原因・動機別自殺者数

- 自殺の原因と思われるものは、家庭問題、健康問題、経済・生活問題等多岐にわたり、様々な問題が絡み合っている。



滋賀県の死因順位別にみた年齢階層別割合(H28人口動態調査)

年齢階級	第1位		第2位		第3位	
	死因	割合	死因	割合	死因	割合
15～19歳	自殺	53.3%	不慮の事故	13.3%	悪性新生物	6.7%
20～24歳	自殺	28.6%	不慮の事故	25.0%	悪性新生物	14.3%
25～29歳	自殺	56.7%	悪性新生物	13.3%	不慮の事故	6.7%
30～34歳	自殺	27.6%	悪性新生物	27.6%	心疾患(高血圧性除く)	10.3%
35～39歳	自殺	41.0%	悪性新生物	28.2%	不慮の事故	7.7%
40～44歳	自殺	25.6%	悪性新生物	20.7%	不慮の事故	15.9%
45～49歳	悪性新生物	35.5%	自殺	15.2%	心疾患(高血圧性除く)	10.1%
50～54歳	悪性新生物	43.5%	自殺	11.9%	脳血管疾患	10.7%
55～59歳	悪性新生物	46.1%	心疾患(高血圧性除く)	11.0%	脳血管疾患	9.0%
60～64歳	悪性新生物	54.7%	心疾患(高血圧性除く)	11.5%	脳血管疾患	5.0%

基本方針

1. 関係機関が連携し、総合的な自殺対策をすすめます

2. こころの健康づくりをすすめます

3. 一人ひとりが気づき、孤立しない地域づくりをすすめます

4. 自殺予防の体制づくりを行います

基本施策

1. 自殺の実態を明らかにする

- ◇統計データ等による実態集計、分析
- ◇相談・支援等の実態の分析

2. 関係機関が情報を共有し、連携して自殺対策をすすめる

- ◇関係課および関係機関との情報共有、施策の方向性の検討

3. 健やかなところをはぐくむ

- ◇こころの健康づくりについての啓発
- ◇職場におけるこころの健康づくりの推進
- ◇社会参加といきがづくりの推進

4. 子ども・若者の自殺対策を推進する

- ◇学校・地域におけるこころの健康づくりの推進
- ◇子ども・若者の相談体制の強化
- ◇教職員に対する啓発等の実施
- ◇若者への支援の充実

5. 気づいて行動できる人をふやす

- ◇地域住民を対象とした研修の実施

6. 孤立しない地域づくりを行う

- ◇地域での孤立化防止への取組
- ◇ひきこもり者への支援の充実

7. 相談支援のネットワークを強化する

- ◇相談窓口のわかりやすい情報発信
- ◇相談支援のネットワーク体制の充実
- ◇民間団体との連携強化
- ◇各関係機関や福祉分野での人材育成の実施
- ◇相談窓口担当者等支援者のこころのケアへの取組

8. 遺された人への支援を充実する

- ◇遺族等に対する相談体制の充実
- ◇自死遺族会等との連携
- ◇学校等における遺された人への支援